

令和 6 年度広島県教育委員会高校生海外留学等助成事業募集要項

1 制度概要

留学を志す意欲のある高校生等を対象に、留学を実施するために必要な経費の一部を補助します。

(1) 助成金の交付対象

次のア、イのいずれも満たしている者で、令和 6 年度中に出国する留学又は留学費用の支払いが令和 6 年度内に完了し令和 7 年度に出国する留学が対象となります。

ア 留学期間中、県立学校に在籍している者。

イ 学校や高校生の留学・交流を扱う民間団体等（以下「留学団体」という。）が主催する海外派遣プログラムへ参加し、原則 3 か月以上、外国の正規の後期中等教育機関に通う者。

(2) 助成金の交付対象となる留学費用

ア 国際航空運賃（1 往復分）

イ 外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料等

ウ 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用

エ 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用

オ 海外傷害保険料

カ その他、広島県教育委員会が必要と認める経費

※ 留学団体等が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合、当該プログラム参加費にア～カの費用が含まれている場合は、その参加費も留学費用に含みます。ただし、海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用（受験料等）など、留学が決定する前に生じる費用は対象外となります。

(3) 助成金額

30 万円

※ 「1 (2) 留学費用」の総額が 30 万円を下回る場合は、減額して交付します。

(4) その他

他の民間団体等が行う奨学金等の併給が可能です。

※ 給付を受けた奨学金等と助成金の総額が「1 (2) 留学費用」の総額を超える場合は、その超える額について、助成金を減額して交付します

2 手続概要

(1) 受付期間

令和 6 年 4 月から随時（最終提出期限：令和 7 年 2 月末）

※ 当該年度の前算状況に応じて、年度中に募集を終了する場合があります。

(2) 申請

ア 助成金の交付対象となる留学生の保護者で助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は交付申請書（様式第 1 号）に留学費用の支出を証する書類を添えて学校長に提出する。

※ 留学団体等が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合は、留学団体等の実施した試験に合格したことを証する書類も添付すること。

イ 校長は、当該申請書（添付資料を含む）に推薦調書（様式第 1 の 2 号）を添えて、県教育委員会（高校教育指導課）に提出する。

(3) 交付決定

ア 県教育委員会は、申請書の内容を確認し助成金の交付を決定する場合は、補助金交付決定通知書により校長を通じて申請者に通知する。

イ 申請者は、補助金交付決定通知書を受領後、補助金交付請求書（様式第5号）に口座振込依頼書（様式第6号）を添えて、県教育委員会（高校教育指導課）に提出する。

(4) 助成金の交付

県教育委員会は、補助金交付請求書（様式第5号）の受領後、交付決定額を申請者が指定した口座に振り込む。

(5) その他

令和6年度内に出国し、留学を終えて同年度内に帰国する場合は、助成金の交付は帰国後になります。

3 助成事業対象者の義務

(1) 留学中

ア 社会のルールを順守し、学業に専念すること。

イ 留学先の学校において、懲戒処分を受けたとき又は長期欠席等学業継続の見込みがなくなったときは、速やかに県教育委員会に報告すること。

ウ 留学先の学校を助成金受給時とは異なる学校に変更するときは、速やかに県教育委員会に報告すること。

(2) 帰国後

ア 広島県高校生海外留学終了報告書（様式第7号）を提出すること。

イ 2年間は、県教育委員会が行う各種の報告会及び留学促進のための行事等に参加協力すること

4 助成金交付決定の取消及び補助金の返還

次の場合、交付決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

(1) 留学先の学校に留学できないことが決定したとき。

(2) 留学までに、助成金交付対象者としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 留学先の学校において、懲戒処分を受けたとき。

(4) 留学先の学校において、長期欠席等学業継続の見込みがなくなったとき。

<問合せ先>

広島県教育委員会事務局 高校教育指導課 企画調整係

電話：(082)513-4991

メールアドレス：koukoushidou@pref.hiroshima.lg.jp